

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年11月30日
【会社名】	そーせいグループ株式会社
【英訳名】	Sosei Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO 田村 真一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町2丁目4番地
【電話番号】	03(5210)3290(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長CFO 虎見 英俊
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町2丁目4番地
【電話番号】	03(5210)3290(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長CFO 虎見 英俊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,043,815,200円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、33百万米ドルを本 有価証券届出書提出時の為替レートで換算した見込額で す。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	508,656株（注）3	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 本普通株式の発行（以下「本第三者割当増資」という。）は、2015年11月30日（月）開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数は、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として、見込数を上記のとおり決定しています。見込数は、後記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」記載の発行価額の総額を、本有価証券届出書提出日の前営業日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値（6,360円）に25%のプレミアムを付した金額（円単位未満を切り捨て。）で除して得た数（1株未満の数について切り捨て。）としております。実際の発行数は、実際の発行価額の総額の予定額（33百万米ドルを2015年12月11日の為替レートで換算した金額）を、実際の発行価格（後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性についての考え方」記載の発行価格）で除して得られる数（1株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。）とするべく、改めて2015年12月14日（月）に開催する取締役会において会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	508,656株（注）2	4,043,815,200（注）3	2,021,907,600
一般募集			
計（総発行株式）	508,656株（注）2	4,043,815,200（注）3	2,021,907,600

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行数は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」記載の新規発行株式に係る発行数と同様です。

3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として、見込額を上記のとおり決定しています。見込額は、33百万米ドルを本有価証券届出書提出時の為替レートで換算した金額としております。実際の発行価額の総額は、33百万米ドルを2015年12月11日の為替レートで換算した金額（但し、発行数を整数とするために、発行価額の総額について必要最小限の調整を行います。）とするべく、改めて2015年12月14日（月）に開催する取締役会において会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。

4 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
7,950 (注)3	3,975 (注)3	100株	2015年12月15日(火)		2015年12月16日(水)

- (注)1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額(2015年12月14日(月)に開催する取締役会において会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定される33百万米ドルを2015年12月11日の為替レートで換算した金額)を払い込むものとしします。
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として、見込額を上記のとおり決定しています。見込額は、本有価証券届出書提出日の前営業日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値(6,360円)に25%のプレミアムを付した金額(円単位未満を切り捨て。)としております。実際の発行価格は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性についての考え方」記載のとおりです。また、資本組入額は資本組入額の総額を発行数で除した金額であり、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」記載の発行数及び資本組入額の総額の決定に合わせて改めて資本組入額を決定します。
- 4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、新株式発行は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
そーせいグループ株式会社 本社	東京都千代田区麹町2丁目4番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 四谷支店	東京都新宿区四谷三丁目3番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,043,815,200(注)1	6,000,000	4,037,815,200(注)1

- (注)1 上記各金額は、見込額を記載しており、改めて2015年12月14日(月)に開催する取締役会において会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の内訳は、弁護士費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用等)の概算です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,037,815,200円の具体的な使途としては、次のとおり予定しています。

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
S t a R@を活用した新規医薬品の研究	4,037	2016年1月～2019年3月

当社は、2015年2月、英国Heptares Therapeutics Ltd.(本店所在地：英国ハートフォードシャー州、代表者：取締役C E Oマルコム・ウィアー)(以下「Heptares社」という。)の全株式を取得し、当社の子会社としました。同社の持つS t a R@技術(G P C R構造ベース創薬技術)は、熱力学的に安定化したG P C Rを作成することができる先進的な技術です。G P C Rは、細胞膜に埋まっているタンパク質であり、細胞外から細胞内へ生化学的情報伝達の役割を担い、味覚、視覚、嗅覚、行動、自律神経系機能、免疫機能等、様々な生理学的及び生物学的反応に関与しているため、薬物治療上、最も重要な標的分子であるとされています。しかし、細胞膜から抽出されると分子構造が不安定となるためその構造が明らかとなっていないものが多く、立体構造に基づく創薬研究は難しいとされてきました。今後、S t a R@技術の応用によりG P C Rの構造解析が進み、これまで難しいとされてきた分子構造設計に基づいた強力かつ選択性の高い候補物質の創製が可能となるものと考えております。

同技術を活用した医薬品の研究に、4,037,815,200円を充当する予定です。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	ファイザー製薬株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 梅田 一郎
資本金	100万円
事業の内容	医薬品、医療用具及び医療用機械用具・材料等の製造・販売・輸出入等
主たる出資者及びその出資比率	ファイザー・ホールディングズ合同会社 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、2015年11月30日現在におけるものであります。なお、割当予定先は、米国Pfizer社の100%子会社です。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、医薬品の研究開発及び販売を主たる事業としており、「日本発の世界トップバイオ企業」を目指し、グローバルな研究開発活動やライセンス活動などの事業展開を推進しております。その一環として、当社の子会社であるHeptares社は、米国Pfizer Inc. (以下「Pfizer社」という。)との間で、2015年11月、複数の領域におけるGPCRターゲットに関する新規医薬品の戦略的提携契約(以下「本共同研究開発契約」という。)を締結し、研究開発提携を開始しました。

Pfizer社は、循環器系、中枢神経系、鎮痛・抗炎症系、筋骨格系、感染症、泌尿器系、眼科系、がん、内分泌系、ワクチン、希少疾病などの幅広い疾患分野における医薬品を開発・製造・販売する米国企業であります。本共同研究開発契約に加えて、当社がPfizer社の子会社であるファイザー製薬株式会社に当社の株式を割当てることにより、当社とPfizer社との信頼・協力関係を強固なものとし、より強力的かつ迅速に共同研究を推進していくことが可能と考えており、Pfizer社と協議のうえ、割当予定先としてPfizer社の日本法人であるファイザー製薬株式会社を選定しました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 508,656株(注)1

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるファイザー製薬株式会社との間で、本第三者割当増資により発行される当社株式の保有方針について、本第三者割当増資の払込期日から4年間は、当社の事前の書面による承諾なく、当該引受により取得した株式について、第三者に対する譲渡、移転、承継、担保設定その他の処分(以下「処分等」という。)を行ってはならないことを原則として、例外的に、同期日から2年を経過した日から1年間は、当該株式の40%に限って処分等が可能であり、同期日から3年を経過した日から1年間は、当該株式の60%に限って処分等が可能である旨を合意しています。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるファイザー製薬株式会社より、払込みに要する資金は親会社であるPfizer社からの借入により賄う旨の説明を受けております。Pfizer社が2015年2月27日付で米国証券取引委員会へ提出した2014年12月期の年次報告書(様式10-K)の連結財務諸表に記載の売上収益(49,605百万米ドル)、総資産額(169,274百万米ドル)、株主資本の額(71,301百万米ドル)及び現金及び現金同等物の額(3,343百万円)並びに2015年11月5日付で米国証券取引委員会へ提出した2015年12月期第3四半期報告書(様式10-Q)の四半期連結財務諸表に記載の第3四半期累計期間の売上収益(34,804百万米ドル)、総資産額(170,867百万米ドル)、株主資本の額(66,838百万米ドル)及び現金及び現金同等物の額(3,099百万米ドル)の状況を確認した結果、当社ではPfizer社には十分な財産が存在しているものと判断しており、ファイザー製薬株式会社は、Pfizer社からの借入により、払込みに要する財産を十分確保できるものと判断しております。なお、Pfizer社からは、Pfizer社グループにおける資金マネジメントの一環としてファイザー製薬株式会社に対して本件払込みに要する資金を提供する旨の確認を受けております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるファイザー製薬株式会社は、その親会社であるPfizer社の株式が、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場されております。

また、当社は、情報検索サービスによる調査及び割当予定先のホームページの閲覧により割当予定先と反社会的勢力との関係が認められないことを確認したほか、割当予定先及びその役員が反社会的勢力と関係がないことを割当予定先からのヒアリング等により確認しております。

上述を踏まえ、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

また、ファイザー製薬株式会社の親会社及び関連会社も同様に、反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

(注)1 割り当てようとする株式数は、前期「第1 募集要項 1 新規発行株式」記載の新規発行株式に係る発行数と同様です。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性についての考え方

発行価格につきましては、発行数確定に係る取締役会決議日である2015年12月14日の直前営業日までの直近1か月(2015年11月13日から2015年12月11日までの20取引日)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して25%のプレミアムを付した金額(円単位未満を切り捨て。以下終値の平均値の記載について同じとします。)と決定する予定です。

当該発行価格の基準値を一定期間の終値の平均値とした理由は、株価推移、売買出来高水準、株式市場の諸要因に鑑み、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として合理的であると判断し、また、本年上半期における当社株価の変動の状況等を踏まえて両社間で真摯に協議した結果、2015年11月13日から2015年12月11日の平均株価を採用することに合意したことによります。

当該発行価格の決定方法は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲のものであることから、当該発行価格は、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する株式数は508,656株(議決権数5,086個)を予定しており、2015年11月30日現在の当社の発行済株式総数16,332,500株(議決権数163,256個)に対して、3.11%(3.12%)の割合で希薄化が生じることとなります。(注)1

しかしながら、割当予定先であるファイザー製薬株式会社とより緊密な協力関係を構築し、その親会社であるPfizer社及びHeptares社との本共同研究開発契約に基づく共同研究を推進させることで当社の競争力をより高め、業績拡大を目指すことが、今後の当社の企業価値の増大に寄与し、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと判断しております。

以上の理由により、当社は、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

(注)1 発行する株式数は、前期「第1 募集要項 1 新規発行株式」記載の新規発行株式に係る発行数と同様です。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ファイザー製薬株式会社	東京都渋谷区代々木3丁目22-7	-	-	508,656 (注)3	3.02
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-6	423,700	2.60	423,700	2.52
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー 505041 (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	12 Nicholas Lane London EC4N 7BN UK (東京都中央区日本橋3丁目 11-1)	390,000	2.39	390,000	2.32
田村 眞一	英国ロンドン	376,100	2.30	376,100	2.23
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイビーアール デイ アイエスジー エフイー - エイジー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	Peterborough Court 133 Fleet Street London EC4A 2BB UK (東京都千代田区丸の内2丁目 7-1)	301,162	1.84	301,162	1.79
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	271,100	1.66	271,100	1.61
五味 大輔	長野県松本市	250,000	1.53	250,000	1.49
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	242,900	1.49	242,900	1.44
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノント リーティ クライアンツ 613 (常任代理人 ドイツ証券株式 会社)	Taunusanlage 12, D-60325 Frankfurt am Main Federal Republic of Germany (東京都千代田区永田町2丁目 11-1)	217,227	1.33	217,227	1.29
佐々木 桂一	東京都渋谷区	176,700	1.08	176,700	1.05
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント エム エルエス シービー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	1 Churchill Place London E14 5HP UK (東京都千代田区丸の内2丁目 7-1)	167,600	1.03	167,600	1.00
計	-	2,816,489	17.25	3,330,145	19.75

(注)1 2015年9月30日の株主名簿に基づき記載しております。

- 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数第三位を四捨五入しております。
- ファイザー製薬株式会社に係る「割当後の所有株式数」は、前期「第1 募集要項 1 新規発行株式」記載の新規発行株式に係る発行数と同様です。
- 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2015年11月30日(月)開催の取締役会決議により決定された本第三者割当増資後の総議決権数168,342個に対する割合です。当該割合は、2015年12月14日に改めて決定される前記(注)3記載の割当後の所有株式数に基づき、改めて算出する予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第25期(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日) 2015年6月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第26期第1四半期(自 2015年4月1日 至 2015年6月30日) 2015年8月12日関東財務局長に提出

事業年度 第26期第2四半期(自 2015年7月1日 至 2015年9月30日) 2015年11月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2015年11月30日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき2015年6月30日に、関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき2015年9月1日に、関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号及び同項第2号の2の規定に基づき2015年11月13日に、関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

- (1) 訂正報告書(上記3(2)の臨時報告書の訂正報告書)を2015年9月9日関東財務局長に提出
- (2) 訂正報告書(上記3(2)の臨時報告書及び上記4(1)の臨時報告書の訂正報告書の訂正報告書)を2015年9月17日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第25期事業年度)及び四半期報告書(第26期第1四半期及び第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2015年11月30日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

そーせいグループ株式会社
(東京都千代田区麹町2丁目4番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。